

輪之内町地域学校協働本部設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、輪之内町地域学校協働本部（以下「輪之内町本部」という。）の設置について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 輪之内町本部は、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく地域学校協働活動（以下「協働活動」という。）を推進し、子どもたちの夢に向かって生きぬく力及び学力を育むと共に、地域の教育力の向上と地域活性化することを目的とする。

(事業)

第3条 輪之内町本部は、地域及び学校の特色又は実情を踏まえ、協働活動を円滑かつ効果的に推進する活動を行う。

(輪之内町本部の所掌事項)

第4条 輪之内町本部は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 協働活動に関する計画の策定に関すること。
- (2) 協働活動を推進するための体制整備に関すること。
- (3) 地域学校協働活動推進員及び統括的な地域学校協働活動推進員の配置並びにその資質を向上するための研修及びネットワーク化の促進に関すること。
- (4) 協働活動への地域住民等の参画の促進及び活動の質の向上のための理解促進活動に関すること。
- (5) 協働活動の評価に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、輪之内町本部が必要と認めること。

(輪之内町本部の組織)

第5条 輪之内町本部は、輪之内町本部の目的に賛同し協働活動を行うことができる委員（以下「本部委員」という。）25人以内をもって組織する。

2 本部委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校運営協議会の役員
- (2) 学校推進員
- (3) 前各号に掲げる者のほか、教育長が適当と認める者

3 本部委員の任期は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の本部委員の任期は前任者の残任期間とし、再任を妨げない。

4 輪之内町本部に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 会長は、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 輪之内町本部の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(総括的な輪之内町地域学校協働活動推進員の設置)

第6条 輪之内町本部に社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項の規定に基づき、総括的な地域学校協働活動推進員（以下「総括的推進員」という。）を教育委員会に1人配置する。

2 総括的推進員は、社会的信望がある者であって、かつ、協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 統括的推進員の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 複数の輪之内町地域学校協働活動推進員との連絡調整及び輪之内町地域学校協働活動推進員への適切な

助言・指導や先進的な事例紹介に関すること。

(2) 地域住民への協働活動の啓発及びボランティアの養成・発掘・確保に関すること。

(3) その他協働活動の推進に関すること。

4 総括的推進員の委嘱期間は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の総括的推進員の任期は前任者の残任期間とし、再任を妨げない。

(学校本部及び輪之内町地域学校協働活動推進員の設置)

第7条 輪之内町立学校における学校運営協議会設置等に関する規則（平成30年輪之内町教育委員会規則第1号）第2条の規定により、各校に設置された学校運営協議会（以下「学校運営協議会」という。）を母体として、協働活動を推進する拠点として学校本部を設置する。

2 学校本部には、協働活動を円滑かつ効果的に推進するため、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項の規定に基づき、輪之内町地域学校協働活動推進員（以下「学校推進員」という。）を設置する。学校推進員は、各学校長及び学校運営協議会会長の推薦により、各学校本部に2人を教育委員会が委嘱する。

3 学校推進員の職務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地域の教育課題の解決に必要な総合的な連絡調整に関する活動

(2) 地域・学校の教育活動への支援並びに企画及び参加促進に関する活動

(3) 学校運営協議会その他必要な協議体との連携調整に関する活動

(4) スクールサポーターの募集に関すること。

(5) その他学校推進員の設置の目的を達成するために必要な活動

4 学校推進員の委嘱期間は、委嘱を受けた日からその日が属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

5 教育委員会は、地域の実情を勘案して適当と認めるときは、学校推進員に複数の学校本部を担当させることができる。

(輪之内町地域ふれあい活動連絡会)

第8条 教育委員会は、次に掲げる事項を協議するため、必要に応じて本部委員、総括的推進員及び学校運営協議会委員（本部委員以外の委員）（以下「連絡会会員」という。）を招集し、輪之内町地域ふれあい活動連絡会（以下「連絡会」という。）を開催することができる。

(1) 連絡会会員の行う活動や教育課題等についての情報交換に関すること。

(2) 地域の教育課題等についての研究・協議・提言等に関すること。

(3) その他協働活動の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(守秘義務等)

第9条 学校推進員、総括的推進員及び委員は、活動上知り得た個人情報等を適切に管理し、他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(解職)

第10条 教育委員会は、本部委員、総括的推進員及び学校推進員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解職することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に支障があるとき、または、これに堪えられないと認めるとき。

(2) その他学校推進員としてふさわしくない行為を行ったと認められるとき。

(指導及び助言)

第11条 教育委員会は、輪之内町本部に対し運営状況等について、必要な指導及び助言を行うものとする。

(庶務)

第12条 輪之内町本部及び連絡会の庶務は、教育委員会教育課において処理する。

(雑則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、輪之内町本部に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和元年 10 月 1 日から適用する。